

総社市農業委員会訓令第1号

総社市農業委員会事務局処務規程（平成17年総社市農業委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

総社市農業委員会 会長 川 田 嘉

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後							改 正 前						
(公印) 第9条 農業委員会，農業委員会長及び局長の公印は，次のとおりとする。							(公印) 第9条 農業委員会，農業委員会長及び局長の公印は，次のとおりとする。						
公印の種類	整理番号	書体	寸法	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	使用区分	印材	個数
略							略						
総社市農業委員会 会長之印	2	てん書	方20ミリ	農業委員会 長名をもつて する文書	木	1	総社市農業委 員会長之印	2	てん書	方20ミリ	農業委員会 長名をもつて する文書	木	1
総社市農業委 員会事務局 長之印	<u>3</u>	てん書	方21ミリ	局長名をもつ てする文書	木	1	総社市農業委 員会長之印 (〇〇支所 専用)	3	てん書	方20ミリ	支所で発行 する耕作証 明用	木	2
							総社市農業委 員会事務局 長之印	<u>4</u>	てん書	方21ミリ	局長名をもつ てする文書	木	1

附 則

この訓令は，平成27年4月1日から施行する。